

日医発第1090号（保264）  
平成31年1月8日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
横倉義武

### 検査料の点数の取扱いについて

新たな臨床検査2件（E3（新項目）1件及びE3（改良項目）1件）が保険適用され、それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から添付資料1のとおり取り扱う通知が示され、平成31年1月1日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において添付資料2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会雑誌3月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）

1. 検査料の点数の取扱いについて  
（平30.12.28 保医発1228第1号 厚生労働省保険局医療課長）
2. 新たに保険適用が認められた検査（日本医師会医療保険課）

保医発 1228 第 1 号  
平成 30 年 12 月 28 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（ 公 印 省 略 ）

### 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 30 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号）を下記のとおり改正し、平成 31 年 1 月 1 日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

### 記

1 別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 0 6 - 3 に次のように加える。

(3) 膀胱がん関連遺伝子検査

ア 膀胱がん関連遺伝子検査は、区分番号「D 0 0 6 - 3」Major BCR-ABL 1 の「2」mRNA 定量（1 以外のもの）及び区分番号「D 0 0 6 - 5」染色体検査（全ての費用を含む。）の「注」に規定する分染法加算の所定点数を合算した点数を準用して算定する。

イ 本検査は、膀胱がんの患者であって、上皮内癌（CIS）と診断され、区分番号「K 8 0 3」膀胱悪性腫瘍手術の「6」経尿道的手術を実施された患者に対し

て、FISH法により、再発の診断補助を目的として測定した場合に、経尿道的手術後2年を限度として2回に限り算定できる。ただし、同時に膀胱鏡により、膀胱がん再発の所見が認められないことを確認した患者に対して実施した場合に限る。

ウ 本検査を実施した場合には、膀胱がんの患者であって、上皮内癌(CIS)と診断された病理所見、区分番号「K803」膀胱悪性腫瘍手術の「6」経尿道的手術の実施日及び本検査を過去に算定している場合にはその算定日について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

エ 本検査と同時に区分番号「N004」細胞診(1部位につき)の「2」穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるものを実施した場合は、主たるもののみ算定する。

2 別添1第2章第3部第1節第1款D014に次のように加える。

(29) 遊離メタネフリン・遊離ノルメタネフリン分画

ア 遊離メタネフリン・遊離ノルメタネフリン分画は、区分番号「D014」自己抗体検査の「注1」に規定する本区分の9から15まで、18及び30に掲げる検査を「2項目」行った場合の所定点数に準じて算定する。

イ 本検査は、褐色細胞腫の鑑別診断を行った場合に1回に限り算定できる。

ウ 本検査と区分番号「D008」内分泌学的検査の「41」メタネフリン、「43」メタネフリン・ノルメタネフリン分画又は「46」ノルメタネフリンを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

エ 本検査を実施するに当たっては、関連学会が定める指針に基づく褐色細胞腫を疑う医学的理由について診療録に記載すること。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成30年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後	現行
<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第3部 検査</p> <p>第1節 検体検査料</p> <p>第1款 検体検査実施料</p> <p>D006-3 Major BCR-ABL1</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>膀胱がん関連遺伝子検査</u></p> <p>ア <u>膀胱がん関連遺伝子検査は、区分番号「D006-3」Major BCR-ABL1の「2」mRNA定量(1以外のもの)及び区分番号「D006-5」染色体検査(全ての費用を含む。)の「注」に規定する分染法加算の所定点数を合算した点数を準用して算定する。</u></p> <p>イ <u>本検査は、膀胱がんの患者であって、上皮内癌(CIS)と診断され、区分番号「K803」膀胱悪性腫瘍手術の「6」経尿道的手術を実施された患者に対して、FISH法により、再発の診断補助を目的として測定した場合に、経尿道的手術後2年を限度として2回に限り算定できる。ただし、同時に膀胱鏡により、膀胱がん再発の所見が認められないことを確認した患者に対して実施した場合に限る。</u></p> <p>ウ <u>本検査を実施した場合には、膀胱がんの患者であって、上皮内癌(CIS)と診断された病理所見、区分番号「K80</u></p>	<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第3部 検査</p> <p>第1節 検体検査料</p> <p>第1款 検体検査実施料</p> <p>D006-3 Major BCR-ABL1</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p>

3」膀胱悪性腫瘍手術の「6」経尿道的手術の実施日及び本検査を過去に算定している場合にはその算定日について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

エ 本検査と同時に区分番号「N004」細胞診（1部位につき）の「2」穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるものを実施した場合は、主たるもののみ算定する。

D014 自己抗体検査

(1)～(28) (略)

(29) 遊離メタネフリン・遊離ノルメタネフリン分画

ア 遊離メタネフリン・遊離ノルメタネフリン分画は、区分番号「D014」自己抗体検査の「注1」に規定する本区分の9から15まで、18及び30に掲げる検査を「2項目」行った場合の所定点数に準じて算定する。

イ 本検査は、褐色細胞腫の鑑別診断を行った場合に1回に限り算定できる。

ウ 本検査と区分番号「D008」内分泌学的検査の「41」メタネフリン、「43」メタネフリン・ノルメタネフリン分画又は「46」ノルメタネフリンを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

エ 本検査を実施するに当たっては、関連学会が定める指針に基づく褐色細胞腫を疑う医学的理由について診療録に記載すること。

D014 自己抗体検査

(1)～(28) (略)

(新設)

# 新たに保険適用が認められた検査

平成 30 年 12 月 28 日 保医発 1228 第 1 号（平成 31 年 1 月 1 日適用）

No.1

測定項目	膀胱がん関連遺伝子
販売名	ウロビジョン DNA FISH プロブキット
区分	E3（新項目）
測定方法	FISH(Fluorescence in situ Hybridization)法
主な測定目的	尿中細胞の3番、7番及び17番染色体の異数倍数体、並びに9p21遺伝子座の欠失の検出（膀胱癌の再発の診断補助）
準用点数	D006-3 Major BCR-ABL1 1 mRNA定量 1,200点 D006-5 染色体検査 注 分染法加算 397点
関連する留意事項の改正	<p>※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成30年3月5日付け保医発0305第1号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）に次のように加える。（追加箇所下線部）</p> <p>第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料</p> <p><b>D006-3 Major BCR-ABL1</b> (1)～(2) (略)</p> <p><b>(3) 膀胱がん関連遺伝子検査</b></p> <p><u>ア 膀胱がん関連遺伝子検査は、区分番号「D006-3」Major BCR-ABL1の「2」mRNA定量（1以外のもの）及び区分番号「D006-5」染色体検査（全ての費用を含む。）の「注」に規定する分染法加算の所定点数を合算した点数を準用して算定する。</u></p> <p><u>イ 本検査は、膀胱がんの患者であって、上皮内癌（CIS）と診断され、区分番号「K803」膀胱悪性腫瘍手術の「6」経尿道的手術を実施された患者に対して、FISH法により、再発の診断補助を目的として測定した場合に、経尿道的手術後2年を限度として2回に限り算定できる。ただし、同時に膀胱鏡により、膀胱がん再発の所見が認められないことを確認した患者に対して実施した場合に限る。</u></p> <p><u>ウ 本検査を実施した場合には、膀胱がんの患者であって、上皮内癌（CIS）と診断された病理所見、区分番号「K803」膀胱悪性腫瘍手術の「6」経尿道的手術の実施日及び本検査を過去に算定している場合にはその算定日について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u></p> <p><u>エ 本検査と同時に区分番号「N004」細胞診（1部位につき）の「2」穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるものを実施した場合は、主たるもののみ算定する。</u></p>

測定項目	遊離メタネフリン・遊離ノルメタネフリン分画
販売名	2-MET Plasma・ELISAキット「SML」
区分	E3（改良項目）
測定方法	ELISA法
主な測定目的	血漿中の遊離メタネフリン及び遊離ノルメタネフリンの測定（褐色細胞腫の診断の補助）
準用点数	D014 自己抗体検査 注1 2項目行った場合 320点
関連する留意事項の改正	<p>※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成30年3月5日付け保医発0305第1号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）に次のように加える。（追加箇所下線部）</p> <p>第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料</p> <p><b>D014 自己抗体検査</b> (1)～(28)（略）</p> <p><u>(29) 遊離メタネフリン・遊離ノルメタネフリン分画</u>  <u>ア 遊離メタネフリン・遊離ノルメタネフリン分画は、区分番号「D014」自己抗体検査の「注1」に規定する本区分の9から15まで、18及び30に掲げる検査を「2項目」行った場合の所定点数に準じて算定する。</u>  <u>イ 本検査は、褐色細胞腫の鑑別診断を行った場合に1回に限り算定できる。</u>  <u>ウ 本検査と区分番号「D008」内分泌学的検査の「41」メタネフリン、「43」メタネフリン・ノルメタネフリン分画又は「46」ノルメタネフリンを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</u>  <u>エ 本検査を実施するに当たっては、関連学会が定める指針に基づく褐色細胞腫を疑う医学的理由について診療録に記載すること。</u></p>

（日本医師会医療保険課）